

議会基本条例各条文案

【5-2 一問一答方式等】

A案	<p>議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。</p>
B案	<p>※2 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>※3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長 の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その 発言の趣旨の確認等のため質問することができる。</p> <p>※【5-1 市長等との関係の活動原則】と一部重複する内容</p>